

小牧市建築工事指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市建築工事指名審査会（以下「審査会」という。）における指名業者の選定の方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は次のとおりとする。

(1) 建築一式工事等(工事に準ずる業務委託を含む。)

(2) 設計、監理及び建設コンサルタント等業務委託

(発注基準)

第3条 小牧市建設工事請負業者格付要領により定める各等級別の工事を発注する基準（以下「発注基準」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、建築一式工事以外の工事で当該発注工事の内容が、技術その他の理由により建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、その工事を建築一式工事とすることができる。

(選定基準)

第4条 指名業者を選定しようとするときは、発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

2 指名業者は、前条に定める発注基準に対応する等級に格付けされた業者の中から選定するものとする。ただし、改修工事、補修工事及び解体工事については、この限りでない。

3 前項の規定は、次の各号により上下させることができる。

(1) 市内に本店を有する者は、上・下各3段まで

(2) 市内に支店若しくは営業所等を有する者は、上・下各2段まで

(3) 前2号以外の者は、上位1段・下位2段まで

4 この基準中「1段」とは、等級の小区分をいう。

5 前条に規定する発注基準以外の指名業者については、総合評定値を勘案して選定するものとする。

6 指名業者の選定は、次の各号を留意して適性に行わなければならない。

(1) 履行中の契約件数及び契約高

(2) 履行中の工事及び業務の進捗状況

(3) 履行実績（成績及び技術力）

(4) 倒産又は不誠実な行為等に関する情報

7 選定する業者の数は、おおむね別表第2による。

8 設計及び監理業務委託については、別に定める基準により選定する。

9 反社会的な行為を行った者若しくは行うおそれがある者又はこれらの者と密接な交際、かかわり等がある者として関係行政機関から通知があり、選定の対象として不適切であると認めたときは選定をしないものとする。

(選定基準の特例)

第5条 次の各号に定めるものは、前条までの規定にかかわらず業者を選定することができる。

(1) 災害復旧工事等により緊急又は短期間で完了する必要がある工事

(2) 特定の技術又は機械を必要とする工事

(3) 特異工事

(随意契約業者の選定)

第6条 随意契約に係る見積者の選定は、契約の内容、目的、その他の条件を勘案して適切に行うものとする。

(選定の内申)

第7条 業者の選定は、担当課長からの内申に基づき審査するものとする。なお、内申について、担当課長は、設計担当課長と協議するものとする。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

1 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

2 小牧市建築工事指名業者選定要領(昭和58年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条 関係)

等級		設計金額の区分	
		建築工事	建築設備工事
A	a	3 億円以上	2 億円以上
	b	3 億円未満 2 億円以上	2 億円未満 8,000 万円以上
B	a	2 億円未満 1 億 5,000 万円以上	8,000 万円未満 4,000 万円以上
	b	1 億 5,000 万円未満 8,000 万円以上	4,000 万円未満 1,500 万円以上
C	a	8,000 万円未満 5,000 万円以上	1,500 万円未満 600 万円以上
	b	5,000 万円未満 3,000 万円以上	600 万円未満 400 万円以上
D	a	3,000 万円未満 1,500 万円以上	400 万円未満 300 万円以上
	b	1,500 万円未満	300 万円未満

備考

- 1 建築工事及び建築設備工事とは、新築に係る工事をいう。
- 2 建築設備工事とは、建築物に係る電気工事、水道施設工事、管工事及び機械器具設置工事をいう。

別表第 2 (第 4 条)

選 定 業 者 数

設計金額の区分	建築工事	建築工事以外の工事
5 億円以上	15 人以上	12 人以上
3 億円以上	12 人～15 人	
1 億円以上	10 人～12 人	
5,000 万円以上	7 人～10 人	8 人～12 人
2,000 万円以上	6 人～ 8 人	5 人～ 7 人
500 万円以上	5 人～ 7 人	5 人～ 6 人
200 万円を超えるもの	5 人以上	5 人以上